

指定業者の貴金属地金の  
購入に関する運用要領

## 指定業者の貴金属地金の購入に関する運用要領

### (目的)

**第1条** 本要領は、貴金属受渡細則（以下「細則」という。）第12条第1項第3号に規定する貴金属地金の購入に関して、必要な事項を定めたものである。

### (本要領に基づき定める者)

**第2条** 細則第12条第1項第3号に規定する本要領に定める者とは、製造元との間において、総代理店契約又はこれに類する契約を締結している等、流通実態から判断して製造元に相当する供給者であると認められる次の各号に定める者とする。

(1) 金

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、Barclays Bank Plc、HSBC Bank USA, NA.、  
Deutsche Bank AG、Société Générale

(2) 銀

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、HSBC Bank USA, NA.、Deutsche Bank AG

(3) 白金

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG

(4) パラジウム

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG、Norilsk Nickel (ASIA) Limited

### (改廃)

**第3条** 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

### 附則

本要領は、平成21年5月7日に施行する。

### 附則

第2条（本要領に基づき定める者）及び第3条（改廃）の変更規定並びに第3条（指定業者）及び別表の削るは、平成24年5月15日に施行する。